

株式交付制度による株式対価 M&A に係る 株式譲渡益課税の繰り延べ

Issue 128, March 2021

In brief

2020年12月21日に令和3年度税制改正大綱(以下、2021年度税制改正大綱)が閣議決定され、2021年1月26日に税制改正法案が国会に提出されています。2021年度税制改正大綱では、産業構造の変革の更なる推進に向けては、企業価値向上のための事業再編等の促進が重要な課題であり、企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持強化を図る等の観点から、自社株式等を対価として対象会社の株主からその対象会社の株式を取得するM&Aを行った場合に、対象会社の株主の譲渡損益に対する課税の繰り延べ措置を講ずることとされています。

上記改正に伴い、2019年の会社法改正により導入された株式交付制度を活用した株式を対価とするM&A(以下、「株式対価M&A」)を行う際、法人(個人)株主が株式交付制度によりその有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式に係る譲渡損益の計上可否について、慎重に検討する必要があります。

本ニュースレターでは、株式対価M&Aに係る税務上の取り扱いについて解説します。

In detail

1. 会社法における株式交付制度の概要

2019年12月11日公布の改正会社法で創設された株式交付制度とは、買収会社(株式交付親会社)が他の株式会社(対象会社)を子会社とするため、対象会社の株式を譲り受け、対価として自社の株式等を交付する制度(以下、「株式交付」)であり、組織再編行為として整理されています。

株式交付において、株式交付親会社では原則として、以下の事項を記載した株式交付計画の作成及び株主総会の特別決議等が必要とされています。なお、効力発生日において、株式交付親会社が取得した株式交付子会社の株式が、株式交付計画に定める下限の数に満たない場合、株式交付の効力は発生しないものとして取り扱われるため留意が必要です。

- 株式交付子会社の商号及び住所
- 譲り受ける株式交付子会社の株式数の下限
- 対価に関する事項
- 譲渡の申込みの期日
- 株式交付の効力発生日

また、株式交付の対価として金銭等(株式交付親会社の株式を除く)を含む場合、株式交付親会社の利害関係者は、株式交付親会社に対し異議申述が認められています。

なお、会社法上、株式交付の当事者は「株式会社」、すなわち我が国会社法に準拠して設立され、その法人の従属法を日本法とする会社が対象とされており、外国の法令に準拠して設立された法人である「外国会社」は株式交付の当事者に含まれないことになります。

また、株式交付は、他の株式会社をその子会社とするための制度として設けられていることから、子会社の株式を追加で取得する場合には適用できることとなります。

2. 株式交付制度に基づく株式対価 M&A の概要

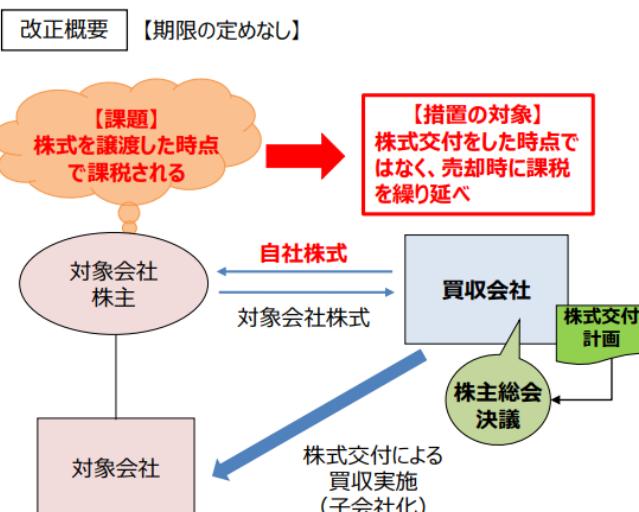
2021 年度税制改正大綱により、法人が株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を将来の株式譲渡時まで繰り延べる措置が設けられています(外国法人については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られます)。

上記措置は会社法で創設された株式交付制度を用いた課税の繰り延べ措置であり、従前(2018 年度税制改正)の産業競争力強化法による課税の繰り延べ措置とは異なり、特別事業再編としての事前認定は不要であり、また、交付対価の価額のうち、20%まで金銭その他の財産(いわゆる boot)としても、課税の繰り延べ措置の適用を受けることが可能となります(改正措法(案)66 の 2 の 2、68 の 86)。

すなわち、金銭等の交付を受けない場合は、株式交付子会社の株式に係る譲渡損益の全額を繰り延べることになりますが、金銭等の交付を受けた場合であっても、交付を受けた金銭等(株式交付親会社の株式を除く)の価額が交付価額合計の 20%以下であれば、対象会社の株主は、株式交付子会社の株式につき、交付を受けた金銭等に対応する譲渡損益は実現することになりますが、株式交付親会社の株式に対応する譲渡損益は繰り延べることが可能となっています。なお、同割合が 20%を超える場合、交付資産の種類に関わらず、株式交付子会社の株式に係る譲渡損益は実現することになります。

課税の繰り延べ措置の適用を受ける場合、株式交付親会社の確定申告書の添付書類として株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加えるとともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類の添付が必要とされています。当該措置は、2021 年 4 月 1 日以後に行われる株式交付について適用されます。

[企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とする M&A の円滑化]



(出所:経済産業省「令和 3 年度(2021 年度)経済産業関係税制改正について」)

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

3. 株式交換との比較と実務上の留意点

株式を対価として用いる買収であって、対象会社を子会社とすることを意図する買収手段としては、株式交換による買収方法も考えられます。

株式交換は、被買収会社(株式交換完全子法人)が既に買収会社(株式交換完全親法人)の子会社であるか否かに拘わらず、買収会社が被買収会社の株式の全てを取得することを前提としますが、株式交付の場合は、取引後に子会社となる会社の株式の取得(一部のみの取得を含む)を前提としています。そのため、保有割合 100%未満の買収を目的としている場合は、株式交換制度を用いることはできず、また、子会社(50%超保有)の株式の追加取得が必要な局面で株式交付制度を用いることは難しいと考えられます。

また、金銭等の交付により税制非適格となる株式交換では、被買収会社(株式交換完全子法人)の株主における株式譲渡損益の実現の他に、被買収会社(株式交換完全子法人)において、資産の含み益に係る時価評価課税が生じる可能性があります。そのため、税制非適格となる株式交換に該当する可能性がある場合、株式交換よりも、被買収会社(株式交換完全子法人)の資産の含み益に係る時価評価課税が生じない株式対価 M&A の選択を検討する必要があります。

ただし、株式交付により買収会社(株式交換完全親法人)の連結納税グループに加入する法人を被買収会社(株式交換完全子法人)とする場合は、連結納税加入に伴う時価評価課税が生じる可能性があるため、慎重な検討が必要と考えられます。

なお、株式対価 M&A が法人税法 132 条の 2(行為計算否認規定)の対象となるかなどについては、今後取扱いの明確化などが必要と考えられます。

4. 実務上の留意点

本改正について、租税特別措置法の施行日は 2021 年 4 月 1 日以後として予定されておりましたが、改正会社法の施行日は 2021 年 3 月 1 日からとされています。この場合、2021 年 4 月 1 日以後に効力が発生する株式交付が租税特別措置法の適用対象となるのか、具体的な適用開始時期には留意が必要となります。

なお、本ニュースレターでは、株式対価 M&A において想定される代表的な税務上の検討事項例を留意点とともに解説しましたが、必要な検討事項は個別の事案により様々であるため、実際の取引内容や状況に応じた税務論点について網羅的かつ慎重に検討していく必要があります。

したがって、株式対価 M&A を検討される場合、税務ストラクチャリングについて案件の早い段階で税務専門家を関与させた上で対応していくことが推奨されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
神保 真人

ディレクター
関口 佳弘

マネージャー
児玉 昌幸

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 國に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.